

預金口座付番に係る個人番号の利用目的の変更について

枚方信用金庫（以下、当金庫といいます）は、個人情報の保護に関する法律第15条第2項および第18条第3項を踏まえ、当金庫の個人番号の利用目的を以下のとおり変更（追加）することをお知らせいたします。なお、変更日は預金口座付番が開始される平成30年1月1日からいたしますので、申し添えます。

※変更点は下線部をご覧ください。

個人番号の利用目的

当金庫の個人番号の利用目的は以下のとおりです。

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦預金口座付番に関する事務のため

以上